

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月〇日からはB所在の会社C部D課において、課長として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、出勤するも帰宅せず、翌〇日早朝、自宅近くの神社境内において縊死しているところを発見された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、これらを支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金とは、原則として、これを算定すべき事由が発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日額で除して算定することとされている。この場合「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、すでに債権として確定している賃金も含むものと解されている。
- (2) また、労基法第41条第2号は、管理監督者には労働時間、休憩及び休日に関する労基法の規定を適用しない旨を定めているところ、その趣旨は、管理監督者は重要な職務と責任を有し、労働条件の決定その他労務管理等について経営者と一体的な立場にあるため、同法の定める労働時間規制を超えて活動することが要請される場所、出退勤等の自己の労働時間についての自由度が高く、またその地位にふさわしい待遇を受けていることから、厳格な労働時間規制をなくしても保護に欠けることにはならないという点にある。
- (3) そこで、請求人及び再審請求代理人の主張の趣旨をみると、被災者は、会社において〇等級との地位にあるものの、その職務権限は限定的なものであり、待遇も同等級に昇格する以前との比較においてわずかに手当が引き上げられたに過ぎないものであることなどから、労基法第41条第2号所定の管理監督者には該当しないものであり、したがって、現に従事した時間外労働に係る手当等を算入することなく算出された給付基礎日額は誤っており、本来支払われるべき時間外割増賃金等を含めて給付基礎日額を算定されるべきという点にある。

(4) 労働者が労基法第41条第2号にいう管理監督者に該当するか否かについては、①当該業務の内容、権限及び責任に照らし、労務管理等に関して経営者と一体的な立場にあるといえるか、②自己の出退勤を始めとする労働時間について裁量権を有しているといえるか、③その地位にふさわしい待遇を受けているかなどの視点から個別具体的に検討を行い、それらの事情を総合的に勘案して判断することが相当であると解されるところ、以下、被災者の地位、権限及びその業務内容について検討する。

ア 被災者は、平成〇年に会社に雇用された後、主に融資業務や保険の外交業務に従事し、平成〇年度に〇試験に合格したことから、平成〇年度に〇等級に昇格し、管理職員と位置づけられている。会社の個人基本情報によると、その後、被災者は、平成〇年〇月〇日付けでE部F課Gセンター長に異動し、平成〇年〇月〇日付けでC部D課課長(Hセンター長兼務。以下「D課課長」という。)に異動していることが認められる。

イ 監督署長は、〇等級への昇格により「管理役」と位置づけられ、D課課長となってからは〇項目の業務について決定権を委ねられていたことなどから、Gセンター長に就任した時点において名実ともに管理監督者になったものであると判断し、審査官もこれを追認している。

ウ 当審査会では、被災者が管理監督者に該当するか否かについて、その権限、業務内容、労働時間管理、及び処遇等に関してより細かな実情を知る必要があるとの観点から、会社に資料提出を求める等の調査を行い、検討したところ、以下のとおりである。

(ア) 会社においては、〇等級以上もしくは〇等級であっても組織上独立した事業所長については管理監督者に該当するとの扱いを行っているとし、被災者についても〇等級の地位にあり、事業所長であったことから管理監督者とみなされていたとしている。

(イ) この点、被災者については、平成〇年に事業所長に就任しているものであり、同原則に則る限り、管理監督者として取り扱われることになる。しかしながら、被災者が事業所長として就任したGセンターは、事業所別労働者数をみると、被災者を含めて〇名とされており、労基法の適用単位と認められたとしても、労務管理等の対象となる部下は〇人と、事業所の組織規模としては最小のものであり、職務権限についても、〇人の部下が立

案した事案について内容の適否を検討し、承認することのみであって、最終決裁権限は与えられていない。その後、平成〇年には、同センターは他の2つのセンターと統合されていることも勘案すると、たとえGセンターが会社内の組織としては独立した事業所との位置づけにあったとしても、その事業所長であるとの理由だけで、管理監督者とみなすことは適当ではない。当審査会としては、被災者がGセンター長であった時期については、管理監督者として位置づけられる相当な権限があったとは認められないものであり、同時期に係る時間外労働手当については、就業規則及び賃金規定に沿って適正に支払われるべきであると判断する。

(ウ) 次に、被災者が、D課課長に就任した以降の業務及びその権限についてみると、同課は、会社の機構図からも本部C部の1つとして独立していることが認められ、また、職員は〇名と減少傾向にあったとされるも、業務に係る〇項目について最終決裁権限を有しており、また、一定の手当も支払われていた事実があることから、管理監督者としての地位にあったことは否定できないものである。当審査会としては、D課課長に就任した時点において、被災者は、労基法第41条第2号所定の管理監督者に該当する立場になったものとみることが相当であると判断する。なお、D課課長に就任以降においても、被災者について、始業時刻及び退出時刻は記録され、また、休日出勤や年次有給休暇の取得に際しては部長への届出をすることとされていたとの事実は認められるも、許可を要する様式であったとは認められず、それらは、あくまで組織運営上、施設管理あるいは健康管理等のための実態把握として行われていたものとみるのが相当であり、被災者に労働時間に係る自由度がなかったとは判断できない。

(5) 以上のとおり、被災者がGセンター長の職にあった期間については、管理監督者であったとは認め難いことから、同期間を含めて管理監督者であったとして、給付基礎日額の算定に際して、当該期間に係る時間外割増賃金を含まないこととした原処分庁の判断は取消しを免れないものであり、同期間について、時間外割増賃金を算定の上、再度給付基礎日額を算出することが必要である。

3 以上のとおりであるから、監督署長が給付基礎日額を〇円と算定して、請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料に関する処分は、失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。